令和８年（フ）第２６３号
金沢市割出町448番地１　ビレッジ・ナガヤＳ７号
債務者　寺嶋　祐輔
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６５号
石川県金沢市疋田３丁目25番地　グランディール疋田115号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字松波３字83番地１
債務者　濱　　睦美
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４３号
福井県あわら市舟津第35号１番地
債務者　小坂登美子
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４５号
福井県南条郡南越前町杣山第16号10番地
債務者　赤澤　文子
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４６号
福井市上野本町４丁目2301番地　エスペランス102、旧住所福井市経田２丁目1013番地　ロイヤルファミールⅡ　Ｃ102
債務者　山内　佳佑
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
福井県大野市森目第41号55番地
債務者　松田千鶴子
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４９号
福井県大野市右近次郎第40号26番地
債務者　筒山　正浩
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６３号
長野県茅野市湖東8442番地４　コーポ千種２－Ａ号
債務者　島原きみえ（旧姓大久保）
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４２９７号
大阪市住吉区南住吉２丁目２番21号　シャーメゾン南住吉　203号
債務者　原田　里美（旧姓森下）
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３０８号
大阪市住之江区平林南２丁目２番１－1108号
債務者　片桐　真紀
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２３号
大阪市東住吉区今林２丁目７番28号　プラザ今林　408号
債務者　増永　俊子（法定代理人保佐人小山優子）
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８６号
大阪市平野区喜連西１丁目10番１－1302号
債務者　石崎多美子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４３号
大阪府吹田市泉町４丁目40番15号　(203)
債務者　何でも屋ホーリーこと　堀川　篤史
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２９号
大阪府門真市大倉町15番１号　おもてなしハイジ、前住所大阪府門真市幸福町28番５号
債務者　村中　光夫
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２６号
大阪府八尾市渋川町５丁目７番23号
債務者　田中　栄子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６９３号
大阪市城東区野江３丁目16番６号　プルミエール野江　202
債務者　吉田　　瞳
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３７号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目６番12号
債務者　秦　　仁英
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部